

横芝光町地域防災計画 令和3年度改定箇所

① 令和元年房総半島台風等の検証結果を踏まえた見直し

●令和元年房総半島台風等の検証結果を踏まえた修正 【総則-1】

計画の目的において、近年の踏まえるべき教訓について、令和元年房総半島台風等を追記した。

【該当箇所】

第1編 総則 第1節 計画の目的及び構成

●動員基準及び配備内容の見直し 【風水害等-46~48】

庁内体制の実態を踏まえた上で、迅速な災害対策を行うため、災害対策本部設置前後の体制について、動員基準及び配備内容を見直した。

【該当箇所】

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制

●情報通信体制の整備強化 【地震津波-46】

消防ネットワークシステムの強化等による整備強化について修正した。

【該当箇所】

第2編 地震・津波編 第1章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備

●非常用電源の確保と情報共有 【地震津波-169,170 及び風水害等-107】

大規模停電に備えた電源車や発電機等の情報リスト化の必要性を明記した。

【該当箇所】

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第15節 ライフライン施設等の応急・復旧計画

●電力設備の復旧順位 【地震津波-169~170 及び風水害等-107】

大規模停電における電力設備の復旧順位を明確にした。

【該当箇所】

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第15節 ライフライン施設等の応急・復旧計画

② 国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を図る

●プロアクティブの原則 【地震津波-56】

プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に基づいて災害対応を行うことを追記した。

【該当箇所】

第2編 地震・津波編 第1章 災害予防計画 第13節 防災体制の整備

●住民への広報内容の充実 【風水害等-3】

災害時の心得の記載を追記した。（5段階警戒レベル、備蓄品の準備など）

【該当箇所】

第3編 風水害等編 第1章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上

●避難の指示における町長の措置 【風水害等-75~77】

避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）による5段階警戒レベルに対応した内容を明記した。

【該当箇所】

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 他

●避難所の開設における留意事項について 【地震津波-94,95 及び風水害等-77,79】

令和元年房総半島台風等、近年の避難所で課題となった事項への対応を追記した。（ホームレスの受け入れ、新型コロナウイルス感染症対策、長期避難での健康維持、避難者情報の扱い等）

【該当箇所】

第2編 地震・津波編 第2章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災等からの避難と応急対策

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第4節 避難計画

③ その他、時点修正や策定の進展・変更にもなう修正

●平成26・27年度千葉県地震被害想定調査 【総則-27~29】

前回の千葉県地震被害想定調査調査（平成19年度）から、最新調査（平成26・27年度）で変更した部分につき、記述を修正した。

【該当箇所】

第1編 総則 第5節 被害想定

第2編 地震・津波編 第1章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 他

●気象官署の地震・津波に関する情報、津波予測 【地震津波-72~90】

気象庁の最新の情報等の種類に合わせ修正した。

【該当箇所】

第2編 地震・津波編 第2章 災害応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画

●受援体制の整備 【地震津波-132】

災害時の外部からの支援を円滑に受け入れるため、受援計画に基づき、受援体制を整備することを追記した。

【該当箇所】

第2編 地震・津波編 第2章 災害応急対策計画 第10節 広域応援要請計画

●被災者に関する支援の情報の提供等 【地震津波-185】

県との協力により、災害時の被災者情報について、公平で効率的に行う旨を追記した。

【該当箇所】

第2編 地震・津波編 第3章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援

●道路啓開 【風水害等-86】

緊急車両の通行確保における対策方法を追記した。

【該当箇所】

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策